

# 市議会だより

第14号

平成18年(2006)11月15日発行

発行：飯山市議会  
議長 高山功  
編集：市議会だより  
編集委員会  
委員長 大野峰太郎

〒389-2292  
長野県飯山市大字飯山1110-1  
電話：0269-62-3111  
FAX：0269-62-0005  
インターネットホームページアドレス  
<http://www.city.iiyama.nagano.jp/gikai/>  
E-mail:gikai@city.iiyama.nagano.jp

## 北朝鮮の核実験に強く抗議する決議

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は、10月9日、地下核実験を実施した旨の発表を行った。また、アメリカ合衆国は10月16日「放射性物質が検出され、北朝鮮が9日に地下核実験を実施したことを確認した」との声明を出した。さらに、2回目の核実験準備が最終段階に入っている可能性があることが報じられている。

このような、北朝鮮の行動は、常軌を逸したものであり、非常に強い憤りを感じるものである。

わが国の安全保障、北東アジアの平和と安定に直接かかわる極めて深刻な問題であり、核拡散防止に努力する国際社会に対する重大な挑戦である。世界で唯一の被爆国であるわが国にとって、核兵器の廃絶と恒久平和の実現は、全国民共通の願いである。

飯山市議会は、核兵器の廃絶をめざし、平和都市宣言を行っている飯山市民の願いを踏みにじるこの暴挙を、断じて許すことはできない。

北朝鮮がこのような行動を再び繰り返すことのないよう、強く抗議する。以上、決議する。

平成18年10月18日  
飯山市議会

退任に当たり一言お礼を申し上げます。皆様にご指導と協力をいただきながら、曲がりなりにどうにか今日まで務めさせていただいたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

今日、議会のあり方と地方自治のあり方が問われ、少子化時代のこれからのあり方を考える中、議会も少数精鋭の削減を決定し、信頼される議事作り、市民の負託にこたえられる議会に努力してきたところであります。しかし、市民のみならず、市民の間には距離感があることを多くの市民から指摘されております。

机上の議論でなく、市民とともに汗して作り上げる議会の方向へ一層の努力をしていかねばと思っております。

新しい時代の新しい指導者も決まりましたが、広域の中の信頼関係も含め、議会の役割も重く、広域課題の実現も重要なテーマであります。

議会機能を十分発揮することができず、力不足でありましたが、多くの皆様のおかげで無事に退任をさせていただきましたことに感謝を申し上げます。退任のあいさつといたします。



議長  
高山 功



副議長  
坂原シモ

副議長の退任にあたり一言「ごあいさつ」を申し上げます。

平成16年の12月定例会において、みなさま方の温かいご支援により副議長の要職に就任させていただきました。

以来2年間、至らぬ点が多々あったにもかかわらず、曲がりなりにも務めることが出来たことは、議長さんを始め同僚議員のみならず、まのご指導とご協力の賜物でございます。ここに心より厚くお礼を申し上げます。

副議長は退任いたしました。今後さらさら市民のみなさま方の代弁者として貢献する所存でございます。いつそのご指導とごべんたつをお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

## 常任委員会 審査結果

### 総務委員会

「平成17年度飯山市一般会計入歳出決算案」の関係部分をはじめ特別会計決算案3件、「平成18年度一般会計補正案」の関係部分をはじめ補正予算案3件、「議会の議員その他非常勤の職員」の公務災害報償等に関する条例の一部を改正する条例案」をはじめ条例案4件、「財産の譲与について」の事件案1件、「専決処分を求めることについて(平成18年度飯山市一般会計補正予算)」の関係部分についての計12議案の審査を行いました。

審議の結果、全議案とも全員一致で、認定・可決又は承認すべきものと決しました。

「法人市民税における標準税率採用に関する請願」については賛成多数で趣旨採択と決しました。審議の中で「厳しい経済状況の中で大変な努力を重ねてこられた各企業の皆さんのこと

## 産業建設委員会

「平成17年度一般会計歳入歳出決算案」の関係部分をはじめ、特別会計・事業会計決算案6件、水道事業関係歳入歳出決算2件、「平成18年度一般会計補正予算案」の関係部分、下水道事業関係補正予算3件、水道事業関係補正予算2件、「飯山市コミニティ・プラント条例の一部を改正する条例」の条例案1件、及び「専決処分を求めることについて(平成18年度飯山市一般会計補正予算)」の関係部分について審査を行いました。

### 社会文教委員会

審議の結果、「平成17年度一般会計歳入歳出決算案」の関係部分について、農林課関係部分つきましては、賛成多数で、その他の議案につきましては、全会一致で原案どおり認定、可決又は承認すべきものと決しました。

### 条例の制定と一部改正

「平成17年度一般会計歳入歳出決算案」の関係部分をはじめ特別会計補正予算案5件、「平成18年度一般会計補正予算案」の関係部分について、「専決処分を求めることについて(平成18年度飯山市一般会計補正予算)」の関係部分及び(飯山市国民健康保険条例の一部を改正する条例)の専決処分事項の事件案3件の合計12件であります。すべて全員一致で認定・可決・承認すべきものと決しました。

## 市長給与 25%減額

特別職の職員等の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成18年3月策定の「飯山市の自立のための計画書」に基づき、特別職の職員の給料月額の特例措置の期間を延長するため所要の改正を行うもの。

市長・助役・収入役及び教育長に係る給料月額の特例措置の期間を、平成19年3月31日までに改める。

市長25%、助役18%、収入役16%、教育長16%が引き続き減額され、支給される。

飯山市国民保護協議会条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)が平成16年9月17日に施行され、同法39条において市町村国民保護協議会の設置が定められているため、飯山市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。

飯山市国民保護協議会条例

飯山市国民保護協議会条例